

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学(以下「法人」という。)の事務分掌に関し、必要な事項等を定めることを目的とする。

第2章 事務分掌

(総務グループの分掌事務)

第2条 総務グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 理事会に関する事。
- (2) 経営審議会に関する事。
- (3) 教育研究審議会に関する事。
- (4) 学長選考機関に関する事。
- (5) 各種委員会等に関する事。
- (6) 大学改革に関する事。
- (7) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事。
- (8) 各種評価に関する事。
- (9) 職員の人事及び服務に関する事。
- (10) 職員の給料及び諸手当に関する事。
- (11) 職員の福利厚生に関する事。
- (12) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (13) 看護研究交流センターに関する事。
- (14) 予算編成方針及び予算案の作成に関する事。
- (15) 決算案の作成に関する事。
- (16) 予算執行、収入徴収及び出納事務に関する事。
- (17) 監査に関する事。
- (18) 資金、財産等の管理に関する事。
- (19) 危機管理及び防災に関する事。
- (20) 学内の連絡調整に関する事。
- (21) 庶務に関する事。
- (22) 他のグループの所掌に属しない事。

(教務学生グループの分掌事務)

第3条 教務学生グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入学式及び卒業式に関する事。
- (2) 学生の身分、風紀及び賞罰に関する事。
- (3) 学生の募集、入学、退学等に関する事。
- (4) 学生の試験、成績及び卒業・修了に関する事。
- (5) 教育課程に関する事。

- (6) 奨学生に関する事。
- (7) 卒業生の資格認定に関する事。
- (8) 学生証、通学証明書等の発行に関する事。
- (9) 学生の就職に関する事。
- (10) 学生の生活支援に関する事。
- (11) 学生の福利厚生及び健康管理に関する事。
- (12) 後援会及び同窓会に関する事。
- (13) 教授会及び研究科委員会に関する事

(図書館管理グループの分掌事務)

第4条 図書館管理グループにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 図書等の選定及び購入計画に関する事。
- (2) 図書等の収集、分類及び配列に関する事。
- (3) 図書等の目録整備に関する事。
- (4) 図書等の閲覧及び貸出しに関する事。
- (5) 図書等の整理及び保管に関する事。
- (6) その他附属図書館の運営に関する事。

第3章 雑則

(補則)

第5条 この規程の定めるもののほか、事務組織及び事務分掌に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。